

令和4年度環境省税制改正要望結果について

令和4年度環境省 税制改正要望 結果概要 — 1. 税制全体のグリーン化の推進

(地球温暖化対策)

◎は環境省が主管の要望

◎ ○ カーボンニュートラルに向けたカーボンプライシングを含むポリシーミックスの推進

カーボンプライシングについては、産業競争力の強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組むこととしている。このため、政府において、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえつつ、ポリシーミックスの中で、年内に一定の方向性の取りまとめをすべく、そのあり方について検討過程であるところ、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響、脱炭素化に向けたイノベーション支援等を含めて専門的・技術的な議論を着実に進め、その成果を踏まえたカーボンプライシングについての対応を行う。

<結果>

・各要望事項についてのご審議の結果、引き続き検討するとされた。

・その上で、与党税制改正大綱の「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」にカーボンニュートラルへの取組に係る基本的考え方が追記されるとともに、「第三 検討事項」に、新たに、カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについて検討するとの項目が立てられた。

<令和4年度税制改正大綱(令和3年12月10日 自由民主党・公明党)(抄)>

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

1. 成長と分配の好循環の実現

(8) 経済と環境の好循環の実現

気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。IPCCによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5℃の場合において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげる。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を選好する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現にかかる利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する。

第三 検討事項

4 カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。

令和4年度環境省 税制改正要望 結果概要 — 1. 税制全体のグリーン化の推進

◎税制全体のグリーン化

◎は環境省が主管の要望

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

<結果>

- ・地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。
- ・揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

○住宅の脱炭素化

新たな2030年度目標の達成や、その先の2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ZEHを消費者にとって身近なものとするとともに、供給面でもZEHの普及を一層後押しするため、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

- ✓ 住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置（所得税、相続税・贈与税、登録免許税、個人住民税）

<結果> () 内は現行制度における優遇状況

		入居年			
		R4	R5	R6	R7
借入 限度額	新築・ 買取再販	認定住宅 (認定低炭素住宅※・認定長期優良住宅) ※ZEH水準の省エネに加えて太陽光発電等の再エネの設置を必須とする住宅(予定)	5,000万円 (5,000万円)		4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円 (5,000万円)		3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円 (4,000万円)		3,000万円
		その他の住宅	3,000万円 (4,000万円)		2,000万円 ※R6以降建築確認(新築)：対象外
	既存住宅	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円 (2,000万円)		
		その他の住宅	2,000万円 (2,000万円)		
控除率		0.7% (1%)			
控除期間	新築・買取再販	13年 (10年 (消費税10%適用：13年)) ※R6・R7入居の「その他の住宅」については10年			
	既存住宅	10年 (10年)			
所得要件		2,000万円 (3,000万円)			
床面積要件		50㎡ (50㎡) ※R5以前建築確認(新築)：40㎡ (所得要件1,000万円以下)			

◎は環境省が主管の要望

○住宅の脱炭素化（続き）

- ✓ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置【延長】（登録免許税）
- ✓ 認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置【延長】（登録免許税）
- ✓ 認定長期優良住宅に係る特例措置【延長】（不動産取得税、固定資産税）

<結果>

- ・いずれも2年間延長されることとなった。

◎○ 自動車環境対策

地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

<結果>

- ・検討事項とされた（「第三 検討事項」の文言は昨年と同じ）。

<令和4年度税制改正大綱(令和3年12月10日 自由民主党・公明党)(抄)>

第三 検討事項

- 5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

◎は環境省が主管の要望

◎ 産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設に係る資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置【拡充】（事業所税）

・プラスチック資源循環法に基づく自主回収・再資源化事業計画の認定を受けて行う使用済プラスチック使用製品の再資源化事業の用に供する施設及び同法に基づく再資源化事業計画の認定を受けて行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業の用に供する施設に係る事業所税について、廃棄物処理法上の許可業者・認定事業者を対象とする現行の課税標準の特例措置の対象者を拡充し、資産割の課税標準を3/4控除、従業員割の課税標準を1/2控除とする。

<結果>

・拡充は認められなかった。

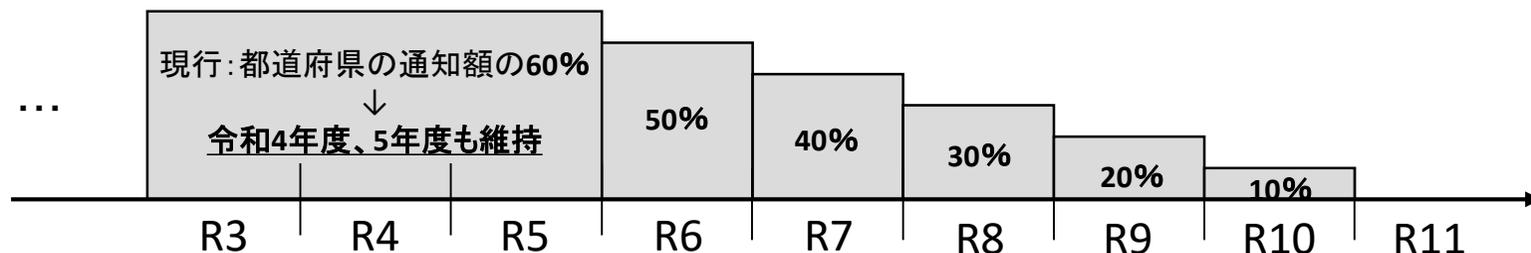
◎ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置【延長】（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・特定廃棄物最終処分場における埋立て終了後の維持管理に備えるための準備金（維持管理積立金）を積み立てた際に、当該積立金を損金又は必要経費に算入できる特例措置（損金算入可能な限度額は都道府県知事による通知額の6割）について、適用期限を2年間延長する。

<結果>

・延長は認められなかった。

・ただし、令和3年度末時点で廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を受けている者について、令和4年度及び令和5年度は現行どおりの準備金積立率（60%）による積立てを認めるとともに、令和6年度から令和10年度までについては、1年ごとに10%ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずることとされた。



◎は環境省が主管の要望

公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置【延長】 (固定資産税)

・公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、以下の特例措置の適用期限を2年間延長。

- ◎ ◆ごみ処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設については1/2
- ◎ ◆一般廃棄物の最終処分場については2/3
- ◎ ◆PCB廃棄物等処理施設については1/3
 - ◆汚水・廃液処理施設については1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

<結果>

- ・以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。
 - ごみ処理施設について、適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定。
 - 一般廃棄物の最終処分場について、適用対象から、廃棄物処理法の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外。
 - 汚水・廃液処理施設について、適用対象を暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定。

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置【延長】 (固定資産税)

・再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第三項に規定する発電設備）について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年分の固定資産税に限り課税標準を軽減する措置について、適用期限を2年間延長。

<結果>

- ・2年間延長することとされた。

◎は環境省が主管の要望

既存住宅の省エネ改修に係る軽減措置【拡充・延長】（所得税、固定資産税）

- ・省エネ改修等が行われた住宅について、所得税、固定資産税を軽減する特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、
 - ◆所得税の特例措置については、特例措置の適用を受ける省エネリフォームの工事要件のうち、「全居室の全窓の断熱改修工事」を、「窓の断熱改修工事」に拡充。
 - ◆固定資産税の特例措置については、特例措置の適用を受ける省エネリフォームの築年数について、「平成20年1月1日以前から所在しているもの」を、「新築から10年以上経過したもの」に拡充。

<結果>

- ・所得税について、以下の見直し（拡充）をした上で、2年間延長することとされた。
 - 特例措置の適用を受ける省エネリフォームの工事要件のうち、「全居室の全窓の断熱改修工事」を、「窓の断熱改修工事」に拡充。
 - ローン型の所得税の特例措置を廃止し、投資型の所得税の特例措置に一本化した。うえで、投資型の所得税の特例措置の控除額を引き上げ及び対象となる工事の範囲を拡充。
- ・固定資産税について、以下の見直し（拡充）をした上で、2年間延長することとされた。
 - 適用対象となる住宅を、平成26年4月1日に存していた住宅に拡充。
 - 工事費要件を、50万円超から60万円超（断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超）に引き上げ。